

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文  
 ○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の百五
  - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の八十四
  - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の六十三
  - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の三十一・五
- 3 5 略

（勤勉手当）

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の百
  - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の八十
  - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の六十
  - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の三十
- 3 5 略

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三四五、六〇〇円
一	二	三六三、五〇〇円
二	一	四一八、八〇〇円
	二	四二八、八〇〇円
	三	四三八、九〇〇円
	四	四四八、九〇〇円
	五	四五九、〇〇〇円

級	号給	給料月額
一	一	三四四、三〇〇円
一	二	三六一、二〇〇円
二	一	四一七、四〇〇円
	二	四二七、四〇〇円
	三	四三七、四〇〇円
	四	四四七、四〇〇円
	五	四五七、五〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二 一	二七一、四〇〇円 二七四、六〇〇円
二	五 四 三 二 一	三〇八、九〇〇円 三一六、三〇〇円 三二三、七〇〇円 三三一、一〇〇円 三三八、五〇〇円
三	五 四 三 二 一	三六五、九〇〇円 三七四、一〇〇円 三八二、三〇〇円 三九〇、五〇〇円 三九六、〇〇〇円

三	四 三 二 一	五三〇、二〇〇円 五二一、一〇〇円 五二八、四〇〇円 五三五、七〇〇円
	九 八 七 六	四六九、〇〇〇円 四七九、一〇〇円 四八五、八〇〇円 四九二、五〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二 一	二六九、三〇〇円 二七三、三〇〇円
二	五 四 三 二 一	三〇七、五〇〇円 三一四、九〇〇円 三二二、三〇〇円 三二九、六〇〇円 三三七、〇〇〇円
三	五 四 三 二 一	三六四、五〇〇円 三七二、六〇〇円 三八〇、八〇〇円 三八九、〇〇〇円 三九四、四〇〇円

三	四 三 二 一	五〇八、七〇〇円 五一九、六〇〇円 五二六、八〇〇円 五三四、〇〇〇円
	九 八 七 六	四六七、五〇〇円 四七七、五〇〇円 四八四、二〇〇円 四九〇、九〇〇円

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（勤勉手当） 第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合 <u>百分の百二・五</u></p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合 <u>百分の八十二</u></p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合 <u>百分の六十一・五</u></p> <p>四 在職期間が三月未満の場合 <u>百分の三十・七五</u></p> <p>3 5 略</p>	<p>（勤勉手当） 第十五条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 在職期間が六月の場合 <u>百分の百五</u></p> <p>二 在職期間が五月以上六月未満の場合 <u>百分の八十四</u></p> <p>三 在職期間が三月以上五月未満の場合 <u>百分の六十三</u></p> <p>四 在職期間が三月未満の場合 <u>百分の三十一・五</u></p> <p>3 5 略</p>